

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	H 1 9 高崎事務所広報施設管理運営業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	分任支出負担行為担当官関東地方整備局高崎河川国道事務所長 前佛和秀 群馬県高崎市栄町 6 - 4 1
契約締結日	平成19年4月2日
契約の相手方の氏名及び住所	(株) 上毛新聞社 群馬県前橋市古市町 1 - 5 0 - 2 0
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥25, 001, 382
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥26, 250, 000
随意契約によることとした理由	本業務は、広報活動の一環として高崎河川国道事務所の広報施設において来訪者に対する案内ならびに広報施設及び展示物の維持管理を行うものである。 本業務の遂行にあたっては、事業執行中である高松立体について工事完了までの複数年にわたり広く市民に広報する事を目的としているため、地域相互の情報の積み重ねや継続性が必要である。 株式会社上毛新聞社は地元リーディングメディアとして、群馬県に密着し県民に親しまれた郷土新聞社として、きめ細やかな歴史・文化・道路整備等の情報及び知識を蓄積しており、これまでに「群馬の川と道その姿にあるれる」「三国街道を歩く」等の地域に根ざした数々の書籍の発行を行っている。また、本件については標準プロポーザル方式により、その企画力や実績により最も優れた技術提案を行った業者として特定されており、このプロポーザル方式に係る建設コンサルタント選定委員会において、高松立体事業完了時まで履行期間を更新することがあり得ることを条件として審査している。さらに、平成18年度においても過年度の実績から継続的に業務を実施しており、本年度においても継続業務として遂行するのに必要な要件を備えた唯一の契約対象機関である。 よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、株式会社上毛新聞社と随意契約を締結するものである。
備考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」とする。